

## 沖縄健康医療拠点形成に係る地区名称及びロゴマーク使用に関する取扱要綱

令和5年2月28日

市長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地(以下「西普天間」という)の沖縄健康医療拠点形成に係る地区名称及びロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (地区名称及びロゴマークの使用目的)

第2条 地区名称及びロゴマークは、宜野湾市民等の西普天間のまちへの愛着や親しみを高めるとともに、沖縄健康医療拠点のイメージを市の内外に発信するために使用する。

### (使用できる者)

第3条 地区名称及びロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 宜野湾市や沖縄健康医療拠点の形成に関連する団体や事業等に関して品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると市長が認めるとき。

### (使用手続)

第4条 地区名称及びロゴマークを使用する者は、あらかじめ使用目的、使用形態、製作数、使用期間及び連絡先を記載した文書に必要な書類を添付して市長に提出し、地区名称及びロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

2 前1項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、本要綱を遵守することを前提に手続き不用で地区名称及びロゴマークを使用することができる。

- (1) 市がその業務の目的において使用する場合
- (2) 市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
- (3) 国立大学法人琉球大学がその業務の目的において使用する場合
- (4) その他申し出ることを必要としないと市長が認めた場合

(使用上の遵守事項)

第5条 地区名称及びロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて地区名称及びロゴマーク使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 前条の規定に基づき使用承認を受けて地区名称及びロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 使用開始に先立ち完成物を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(3) 地区名称及びロゴマークを商品に使用する場合、年度ごとに商品の品種・種類、商品名、販売期間、販売総額、内訳（単価及び販売数量）、販路が記載された資料を作成し、使用期間の翌月末日または4月末日のいずれか早く到達する日までに市長へ提出すること。

(使用の取消)

第6条 地区名称及びロゴマークの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(所管)

第7条 当要綱に関する事務は、基地政策部基地跡地推進課が所管する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地区名称及びロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月28日より施行する。